

重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称・所在地等と通常サービス実施地域

事業所の名称	(株) トリニティ ・訪問看護ステーション結 ・訪問看護ステーション結 サテライト麻布 ・訪問看護ステーション結 サテライト広尾 ・訪問看護ステーション結 サテライト永福町	
代表者氏名	西垣 美香	
事業所番号	1 3 6 1 1 9 0 2 7 3	
	訪問看護ステーション結 (主たる事業所)	訪問看護ステーション結 サテライト広尾
所在地	〒145-0062 東京都大田区北千束 1-54-6 杉山ビル 1 階	〒106-0047 東京都港区南麻布 4-2-18
電話番号	03-6421-3225	03-6450-4147
FAX番号	03-6421-3243	03-6450-4148
最寄駅	東急大井町線、目黒線 大岡山駅より 徒歩 5 分	東京メトロ日比谷線 広尾駅より 徒歩 5 分
サービス提供 地域	<p><大田区></p> <p>石川町 1~2 丁目、上池台 1~5 丁目、 北千束 1~3 丁目、南千束 1~3 丁目 北馬込 1~2 丁目、中馬込 1~3 丁目、 東雪谷 1~5 丁目、南雪谷 1~5 丁目 北嶺町、雪谷大塚町、 田園調布 1~5 丁目</p> <p><目黒区></p> <p>大岡山 1~3 丁目、平町 1~2 丁目、 南 1~3 丁目、緑ヶ丘 1~2 丁目 中根 1~2 丁目、自由が丘 1~3 丁目、 八雲 1~5 丁目、柿の木坂 1~3 丁目 東が丘 1~2 丁目、下目黒 5~6 丁目、 目黒本町 1~6 丁目、中町 1~2 丁目 中央町 1~2 丁目、五本木 2~3 丁目、 鷺番 1~3 丁目、碑文谷 1~6 丁目、 原町 1~2 丁目、洗足 1~2 丁目</p> <p><世田谷区></p> <p>下馬 3~6 丁目、野沢 3 丁目、 深沢 1~4 丁目、等々力 5~7 丁目 奥沢 1~8 丁目、尾山台 3 丁目、 東玉川 1~2 丁目 玉川田園調布 1~2 丁目</p> <p><品川区></p> <p>小山台 1~2 丁目、小山 1~7 丁目、 荏原 2~7 丁目、平塚 3 丁目 中延 1~6 丁目、東中延 1~2 丁目、 西中延 1~3 丁目、旗の台 1~6 丁目</p>	
	<p><港区></p> <p>麻布十番 1~4 丁目、麻布台 1~3 丁目、 麻布永坂町、麻布狸穴町、 愛宕 1~2 丁目、芝 2~5 丁目、 芝公園 1~4 丁目、芝大門 1・2 丁目、 白金 1~6 丁目、白金台 1~5 丁目 虎ノ門 4・5 丁目、東麻布 1~3 丁目、 三田 1~5 丁目、南麻布 1~5 丁目、 西麻布 2~4 丁目、元麻布 1~3 丁目、 六本木 1~6 丁目、南青山 3~7 丁目、 北青山 3 丁目、高輪 1~4 丁目</p> <p><渋谷区></p> <p>神宮前 5~6 丁目、神山町、宇田川町、 富ヶ谷 1 丁目、神南 1~2 丁目、 松濤 1~2 丁目、道玄坂 1~2 丁目、 渋谷 1~4 丁目、円山町、神泉町、 桜丘町、鷺谷町、南平台町、鉢山町、 猿楽町、代官山町、東 1~4 丁目、 広尾 1~5 丁目、恵比寿 1~4 丁目、 恵比寿西 1~2 丁目、 恵比寿南 1~3 丁目</p> <p><目黒区></p> <p>青葉台 1~4 丁目、上目黒 1 丁目、 中目黒 1~2 丁目、目黒 1~2 丁目、 三田 1~2 丁目</p>	

(2) 当事業所の職員体制

管理者：看護師若しくは保健師 1名

看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

事務員 1名以上

(3) 営業日時

【訪問看護ステーション結】

【訪問看護ステーション結 サテライト広尾】

（日・祝祭日及び12月30日～1月3日を除く）月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで

2 サービスの内容

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ・状態観察、健康管理 | ・家族など介護者の支援 |
| ・療養、看護・介護方法のアドバイス | ・褥瘡や創傷の処置 |
| ・食事ケア、水分・栄養管理、
排泄ケア、清潔ケア | ・カテーテルなど医療機器の管理 |
| ・ターミナルケア | ・医師の指示による医療処置 |
| ・リハビリテーション | ・保健・福祉サービスなどの活用支援 |
| | ・認知症や精神疾患の方の看護 |

3 利用料及びその他の費用

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護	保険外 サービス
訪問看護を利用する方	介護保険の被保険者で、要介護状態の認定を受けて主治医が訪問の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方のうち ①介護保険の対象でない方 ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期など）	自費での訪問看護を希望される方
利用料金	別紙1による	別紙2による	別紙3による
その他の費用	〃	〃	〃

*訪問看護を行う場合には主治医の発行する訪問看護指示書が必要です。指示書作成に係る費用は

利用者様の負担となります。（医療保険が適用され、発行する医療機関へのお支払いになります）

また指示期間は医師が定めるものとなり、指示期間の更新には再度発行が必要です。

利用者様の便宜を図るため、通常は当事業所から医療機関に指示書作成依頼をしておりますので、ご了承ください。

4 利用料のお支払い方法について

月末で締めた1ヶ月分の請求書を翌月中旬までに利用者様へお渡しいたします。

●自動引落：銀行・郵便局口座の自動引落をご利用いただけます。

翌月27日にご利用者様の口座より口座引落し致します。

※ 引落の手続きに多少お時間がかかります。手続きが完了するまでは現金払いにてお支払いをお願い致します。

●現金払い：請求書を受け取ってから、訪問時にお支払い下さい。
お支払いは翌月末までにお願い致します。

5 衛生管理等

（1）事業者は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

（2）事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会を設置し、指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施し、従業員に周知徹底します。

6 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応について

- (1) 緊急時訪問看護加算（医療保険においては24時間対応体制加算）について
お客様の要望・同意により契約するものです。契約した場合は、緊急時の連絡先となる電話番号をご案内し、以下の対応をします。
 - ・営業時間外でも緊急時の電話相談に応じます。
 - ・必要と判断した場合は訪問も致します。但し、要・不要の判断はステーション側がするものとします。また、状況により到着するまでにお時間がかかる場合もございますので、予めご了承ください。
 - ・病状により医療機関への緊急搬送等が必要と判断した場合には対応をご案内致します。

注：このサービスは、夜間・深夜・休日の定期訪問サービスではございません。
- (2) 緊急時訪問看護加算（医療保険においては24時間対応体制加算）を、契約しないお客様は、営業時間外の夜間や休日等に、容態の急変など緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてご相談ください。

9 相談窓口、苦情対応

- (1) 相談窓口：訪問看護ステーション結 電話 03-6421-3225

担当者 管理者 西垣 美香

相談日時 月曜から金曜 午前9時から午後6時まで

- (2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

○大田区役所

担当者 介護保険課

連絡先 電話 03-5744-1655

○目黒区役所

担当者 健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係

連絡先 電話 03-5722-9574

○港区役所

担当者 保健福祉部 介護保険課 在宅支援係

連絡先 電話 03-3578-2400

○東京都国民健康団体連合会

担当者 介護保険部相談指導課 連絡先 電話 03-6238-0177（直通）

○世田谷区役所

担当者 高齢福祉部 介護保険課

連絡先 電話 03-5432-2298

○品川区役所

担当者 保健高齢事業部 高齢福祉課介護保険担当

連絡先 電話 03-5742-6927

○渋谷区役所

担当者 介護保険課 介護相談係

連絡先 電話 03-3463-3304

料金表

<介護保険での利用者様の場合>

◆基本料金（訪問看護）

★東京23区は1単位=11.40円です。令和6年6月1日

訪問区分	単位金額(円)	利用者様負担金額		
		訪問看護	1割	2割
訪問看護師による	20分未満 *状態確認や健康管理は含まれず医療処置の実施等が対象	3,579円 (314単位)	358円	716円
	30分未満	5,369円 (471単位)	537円	1,074円
	30分～60分未満	9,382円 (823単位)	939円	1,877円
	60分～90分未満	12,859円 (1128単位)	1,286円	2,572円
准看護師の訪問の場合・・・上記単位数の90%				

理学療法士等による訪問	・理学療法士等による訪問は、20分以上を1回(294単位)と算定し、週6回まで利用可能です ※1日に3回以上訪問した場合は、 <u>1回につき294単位×90%</u> となります				
	訪問区分	単位金額(円)	利用者様負担金額		
			訪問看護	1割	2割
	20分	3,351円 (294単位)	336円	671円	1,006円
	40分 20分×2回 (294単位×2回)	6,703円 (588単位)	671円	1,341円	2,011円
※60分 20分×3回 (265単位×3回)					907円 1,813円 2,719円

◆基本料金（予防訪問看護）

訪問区分	単位金額(円)	利用者様負担金額		
		予防訪問看護	1割	2割
訪問看護師による	20分未満 *状態確認や健康管理は含まれず医療処置の実施等が対象	3,454円 (303単位)	346円	691円
	30分未満	5,141円 (451単位)	515円	1,029円
	30分～60分未満	9,051円 (794単位)	906円	1,811円
	60分～90分未満	12,426円 (1090単位)	1,243円	2,486円
准看護師の訪問の場合・・・上記単位数の90%				

理学療法士等による訪問	・理学療法士等による訪問は、20分以上を1回(284単位)と算定し、週6回まで利用可能です ※1日に3回以上訪問した場合は、 <u>1回につき284単位×50%</u> となります ・利用開始日の属する月から12月超 5単位/回減算				
	訪問区分	単位金額(円)	利用者様負担金額		
			予防訪問看護	1割	2割
	20分	3,237円 (284単位)	324円	648円	972円
	40分 20分×2回 (284単位×2回)	6,475円 (568単位)	648円	1,295円	1,943円
※60分 20分×3回 (142単位×3回)					486円 972円 1,457円

◆加算料金（症状あるいはお申込みにより下記の単位が加算されます）

項目番号	名称	単位金額（円）	利用者様負担金額		
			1割	2割	3割
1	複数名訪問加算（I）又は（II） (30分未満)	(I) 2,895円 (254単位)	290円	579円	869円
		(II) 2,291円 (201単位)	230円	459円	688円
2	複数名訪問加算（I）又は（II） (30分以上)	(I) 4,582円 (402単位)	459円	917円	1,375円
		(II) 3,613円 (317単位)	362円	723円	1,084円
3	退院時共同指導加算	6,840円 (600単位)	684円	1,368円	2,052円
4	初回加算（I）	3,990円 (350単位)	399円	798円	1,197円
5	初回加算（II）	3,420円 (300単位)	342円	684円	1,026円
6	特別管理加算（I）(1月につき)	5,700円 (500単位)	570円	1,140円	1,710円
7	特別管理加算（II）(1月につき)	2,850円 (250単位)	285円	570円	855円
8	緊急時訪問看護加算（I）(1月につき)	6,840円 (600単位)	684円	1,368円	2,052円
9	緊急時訪問看護加算（II）(1月につき)	6,543円 (574単位)	655円	1,309円	1,963円
10	長時間訪問看護加算(1回につき)	3,420円 (300単位)	342円	684円	1,026円
11	口腔連携強化加算(1月に1回に限り)	570円 (50単位)	57円	114円	171円
12	専門管理加算(1月に1回に限り)	2,850円 (250単位)	285円	570円	855円
13	ターミナルケア加算(死亡月) (予防訪問看護は対象外)	28,500円 (2500単位)	2,850円	5,700円	8,550円
14	看護・介護職員連携強化加算(1月につき)	2,850円 (250単位)	285円	570円	855円
15	サービス提供体制強化加算(1回につき)	(I) 68円 (6単位)	7円	14円	21円
		(II) 34円 (3単位)	4円	7円	11円

【加算料金の説明】

1・2：複数名訪問加算（I）又は（II）

利用者の身体的理由、あるいは暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為などの理由で、同時に複数名による訪問看護を行なった場合に加算されます。（予めご相談・同意を得て行います。上記以外の理由、例えばスタッフの引継ぎ等による複数名での訪問はこれには該当致しません）

複数名訪問看護加算（I）は同時に複数の看護師等との訪問

複数名訪問看護加算（II）は同時に看護師等と看護補助者との訪問

※看護補助者：訪問看護を担当する看護師等の指導の下、看護業務の補助を行う者であり、秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている者。

3：退院時共同指導加算

医療機関（病院や保健施設、介護医療院）に入院・入所中の方に対して、退院後に円滑な訪問看護ができるように主治医と連携して指導を行った場合加算されます。

4：初回加算（I）

病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に加算されます。

但し初回加算（II）及び項番3が算定されている場合は加算されません。

5：初回加算（II）

病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に加算されます。

但し初回加算（I）及び項番3が算定されている場合は加算されません。

6：特別管理加算（I）

医療的管理の必要な方（在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル（IVH・持続点滴・胃ろう・経管栄養・尿道カテーテル等）を使用している状態等）に加算されます。

加算となる場合には、予めお伝え致します。

7：特別管理加算（II）

医療的管理の必要な方（在宅酸素療法・在宅持続陽圧呼吸療法・在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている状態、人工肛門・人工膀胱設置、重度の褥瘡等、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態等）に加算されます。加算となる場合には、予めお伝え致します。

8・9：緊急時訪問看護加算（I）又は（II） ※当事業所は緊急時訪問看護加算（I）に該当します。

24時間連絡がとれる体制を提供いたします。ご希望がありましたらお申し出下さい。（通常の訪問以外の時間に利用者様からの電話相談を受け、必要な場合は臨時の訪問を行います）

緊急時訪問看護加算（I）は24時間連絡がとれる体制の他、夜間対応する看護師等の看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合となります。

10：長時間訪問看護加算

6・7の医療的管理の必要な方で、訪問時間が通算1時間30分以上となる場合に加算されます。

11：口腔連携強化加算

事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者様の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。

12：専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。

13：ターミナルケア加算

利用者様がお亡くなりなられた場合に、直前14日間の訪問の状況により加算されることがあります。

14：看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者にかかる計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。

15：サービス提供体制強化加算

計画的な研修・社員の健康診断等を実施していて、勤続7年以上の職員が30%以上いるステーションについては、1回の訪問につき6単位。勤続3年以上の職員が30%以上いるステーションについては、1回の訪問につき3単位が加算されます。

その他

業務継続計画未策定事業所に対する減算 ※当事業所は業務継続計画策定済

- ・感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制、早期の業務再開を図るための計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

高齢者虐待防止措置未実地事業所に対する減算 ※当事業所は高齢者虐待防止措置実施済

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備し、従業員に対し定期的な研修を実施する。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

高齢者虐待防止措置未実地事業所の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

◆割増料金（下記時間帯の訪問には、基本料金に対して割増料金がかかります）

夜間（18:00～22:00）	早朝（6:00～8:00）	料金＝25%割増	深夜（22:00～6:00）	料金＝50%割増
-----------------	---------------	----------	----------------	----------

*緊急時訪問看護加算のご契約を頂いている利用者様について

①原則として、夜間・早朝・深夜割増料金はかかりません。但し、1ヶ月に2回以上の緊急訪問となった場合、2回目以降は割増料金がかかります。

②緊急訪問のための交通費はいただきません。（平常時と同等の交通費は発生します）

★料金設定の対象となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

★実際のご利用料は1ヶ月の単位数合計から算出しますので、端数処理において多少の金額の相違が生じることがございます。

★介護保険での支給限度額を超えるサービスは全額自己負担となります。

<介護保険外の料金>

名称	区分など		料金
長時間訪問費 ※特別管理加算が算定されている利用者様には、加算料金 項番8の長時間訪問看護加算が適用されるため、本料金は発生しません	訪問時間が90分を超えた場合、超えた時間分の料金	通常時間内(8:00~18:00) 夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00) 深夜(22:00~6:00)	5,000円/30分毎 6,250円/30分毎 7,500円/30分毎

*特別管理加算が算定されている利用者様には、加算料金 項番8の長時間訪問看護加算が適用されるため、本料金は発生しません

交通費	通常実施地域(※下表参照)		無料
	通常実施地域外	自転車・徒歩の場合	無料
		電車・バス利用の場合	実費
	*深夜の時間帯や台風・雪などで交通機関やタクシーを利用する必要がある場合には、お客様合意の上で実費を頂くことがあります。		

※通常実施地域

訪問看護ステーション結 (主たる事業所)
<大田区>石川町1~2丁目、上池台1~5丁目、北千束1~3丁目、南千束1~3丁目、 北馬込1~2丁目、中馬込1~3丁目、東雪谷1~5丁目、南雪谷1~5丁目、 北嶺町、雪谷大塚町、田園調布1~5丁目
<目黒区>大岡山1~3丁目、平町1~2丁目、南1~3丁目、緑ヶ丘1~2丁目、 中根1~2丁目、自由が丘1~3丁目、八雲1~5丁目、柿の木坂1~3丁目、 東が丘1~2丁目、下目黒5~6丁目、目黒本町1~6丁目、中町1~2丁目、 中央町1~2丁目、五本木2~3丁目、鷺番1~3丁目、碑文谷1~6丁目、 原町1~2丁目、洗足1~2丁目
<世田谷区>下馬3~6丁目、野沢3丁目、深沢1~4丁目、等々力5~7丁目、 奥沢1~8丁目、尾山台3丁目、東玉川1~2丁目、玉川田園調布1~2丁目
<品川区>小山台1~2丁目、小山1~7丁目、荏原2~7丁目、平塚3丁目、 中延1~6丁目、東中延1~2丁目、西中延1~3丁目、旗の台1~6丁目

訪問看護ステーション結 サテライト広尾

<港区>麻布十番1~4丁目、麻布台1~3丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、 愛宕1~2丁目、芝2~5丁目、芝公園1~4丁目、芝大門1・2丁目、 白金1~6丁目、白金台1~5丁目、虎ノ門4・5丁目、東麻布1~3丁目、 三田1~5丁目、南麻布1~5丁目、西麻布2~4丁目、元麻布1~3丁目、 六本木1~6丁目、南青山3~7丁目、北青山3丁目、高輪1~4丁目
<渋谷区>神宮前5~6丁目、神山町、富ヶ谷1丁目、宇田川町、神南1~2丁目、 松濤1~2丁目、道玄坂1~2丁目、渋谷1~4丁目、円山町、神泉町、桜丘町、 鶯谷町、南平台町、鉢山町、猿楽町、代官山町、東1~4丁目、広尾1~5丁目、 恵比寿1~4丁目、恵比寿西1~2丁目、恵比寿南1~3丁目
<目黒区>青葉台1~4丁目、上目黒1丁目、中目黒1~2丁目、目黒1~2丁目、 三田1~2丁目

ご遺体ケア料	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置であり ご要望があった場合(※交通費実費)	20,000円
キャンセル料	ご利用の前日18時までにご連絡いただいた場合	無料
	ご利用の前日18時以降にご連絡いただいた場合	利用者様負担金額 (1割、2割、3割)
	お休みのご連絡がなく、当日スタッフが訪問した場合	3,000円

*利用者様の容態の急変など、緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合には不要です

【事業者】

当事業所は、サービス契約の締結に当たり、重要事項を説明いたしました。

事 業 所 : 訪問看護ステーション 結

所 在 地 : 東京都大田区北千束 1-54-6 杉山ビル 1 階

説明者氏名 : _____ 印 _____

当事業所は、サービス契約の締結に当たり、重要事項を説明いたしました。

事 業 所 : 訪問看護ステーション 結 サテライト広尾

所 在 地 : 東京都港区南麻布 4-2-18

説明者氏名 : _____ 印 _____

【お客様】

私は、サービス契約締結にあたり、重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

お客様 住所 _____
(交通費 あり・なし)

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____
お客様とのご関係 ()